

令和2年度

第7回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月18日（金）午後1時27分～午後2時35分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 議員控室
3. 委員の出欠 出席 13人 欠席 1人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤秀徳	出	8	相澤和幸	出
2	山崎仁志	出	9	門茂子	出
3	河崎正己	出	10	山田雅江	出
4	根本篤和	出	11	加島富浩	出
5	松崎文一	出	12	熊野信夫	出
6	川口亜矢子	欠	13	村上浩保	出
7	泉信之	出	14	井下睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第6号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

5. 臨席者

6. 事務局 神義宏事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員

7. 署名委員 議席11番 加島富浩 議席12番 熊野信夫

局 長	<p>皆さんお忙しいなか、本日までご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>本日の総会開催にあたりまして、6番川口委員から欠席する旨連絡がありましたので報告をさせていただきます。</p> <p>定刻より少し早いですが皆さんお揃いですので、只今から第7回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>始めに農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶趣旨)</p>
井下会長	<p>今年も残すところ後二週間弱となりました。委員の皆さんには、年末の忙しいなか、本日の総会にご出席を頂きまして大変ありがとうございます。</p> <p>今年は、本当にコロナの影響で私達農業委員会としても、思った様な活動が出来ず、大変な一年だったと思います。ただ、そんな中で豊頃町農業者の皆さんに対して農地の売買・賃貸ですとか、そういった事は皆さんのご協力を頂いて、感染対策をしながら調整会議・総会等が出来たことは、良かったことかなと思っております。ここに来て、本当に寒さも厳しくなっていました。ただ、雪が全く降っておらず、本州の日本海側の方は本当に高速道路等が通行止めとか渋滞になる様な大雪なんですけれども、十勝に関しては雪が全く降らず、小麦等若干心配、懸念されるのかなと思っております。</p> <p>先日、農済に寄って今年の共済金等のお話を聞いてまいりました。今、確定している所では、小豆が対象農家1戸、面積が1.1ヘクタール、共済金 万円。インゲン(手亡等)が対象農家10戸、面積が8.1ヘクタール、共済金 千円。小麦が対象農家10戸、面積が12.4ヘクタール、共済金 千円。ビートや大豆は、まだ精算が終わっていないと言う事で確定しておりません。今年の作柄等につきましては、総会審議終了後に松崎委員の方から、お話を頂ける事となっておりますので、私の方から控えさせて頂きます。</p> <p>来年はどんな年になるか、まだ分かりませんが、ここに来てコロナも感染が拡大しています。来年もこう言う状況で一年間過ごしていかなければだめなのかなと思っております。それでは早速ですけれども、本日の総会、案件の方、少ないですが、資料に従って総会の方を進めさせて頂きますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしくお願ひします。</p>

議 長	はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。 議席番号 11 番 加島委員、12 番 熊野委員にお願いいたします。 事務局から経過報告等をお願いします。
局 長	(経過報告書により報告をする。)
議 長	はい。只今事務局から経過報告等ございましたが、ご質問等ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、議事に入らせていただきます。 議案書 1 ページになります。議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題と致します。事務局、説明をお願いします。
係 長	<p>はい議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番から番号 9 番まで、すべて基盤強化法による賃借権の設定がされておりました。すべて引き渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断いたします。</p> <p>番号 1 番から 6 番までの設定を受けていた方は、二宮 番地 さん、番号 1 番の設定をしていた方は、中央新町 番地 さんで、土地については記載のとおりです。</p> <p>番号 2 番、3 番の設定をしていた方は、音更町緑陽台南区 番地 さんで、土地については記載のとおりです。</p> <p>番号 4 番の設定をしていた方は、帯広市西 条北 丁目 番地 さんで、土地については記載のとおりです。</p> <p>番号 5 番の設定をしていた方は、帯広市西 条南 丁目 番地 さんで、土地については記載のとおりです。</p> <p>番号 6 番の設定をしていた方は、湧洞 番地 さんで、土地については記載のとおりです。</p> <p>いずれも、賃借人の さんの法人設立により解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日となっています。</p> <p>続いて、番号 7 番の設定を受けていた方は、礼作別 番地 さん、利用権の設定をしていた方は、幕別町札内文京町 番地 道営とかち野団地の さんで土地については記載のとおりです。</p> <p>賃借人の の経営移譲のため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日です。</p>

	<p>番号 8 番、9 番の設定を受けていた方は、被相続人 〇〇〇 さん、相続人 〇〇〇 番地 〇〇〇 さん、番号 8 番の設定をしていた方は、音更町木野大通西 丁目 番地 〇〇〇 さんで、土地については記載のとおりです。</p> <p>番号 9 番の設定をしていた方は、帯広市西 条南 丁目 番地 〇〇〇 さんで、土地については記載のとおりとなっています。</p> <p>いずれも、借借人の死亡により解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 〇 年 〇 月 〇 日です。</p> <p>以上で番号 1 番から番号 9 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 4 ページになります。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局、説明をお願いします。</p>
係 長	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借による権利の設定許可申請がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p>
	<p>それでは番号 1 番です。譲渡人は礼作別 〇〇〇 番地 〇〇〇 さん、譲受人は、礼作別 〇〇〇 番地 〇〇〇 さんで、土地につきましては統内 〇〇〇 番地ほか 筆で、公簿は畑、原野及び山林、現況は畑で、面積は合計 〇〇〇 m²です。経営内容以降については、ここに記載のとおりとなっています。使用貸借の期間は 〇 年間、始期は令和 〇 年 〇 月 〇 日から終期は令和 〇 年 〇 月 〇 日までです。5 ページ、7 ページに位置図を、6 ページに求積図を添付してございますので、こちらでご確認下さい。なお、斜線で表示している部分が本案件の対象地となりますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、12 月 9 日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>

委員	<p>はい7番です。只今、事務局の方から詳細に説明があったとおりでして、さんから、息子さんの さんの方に経営移譲によるもので、この様になっております。畑の方も適正に使われておりまして、何ら問題無いかと思いますけれども、よろしく審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>はい只今、泉委員の方から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい、無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書8ページになります。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。関連がございますので「番号1番、2番」について、事務局一括して説明をお願いします。</p>
係長	<p>はい。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。こちらにつきましては、農地法第3条の規定による農地等の賃貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第3条第2項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは、番号1番、番号2番の譲受人は礼作別 番地 。いずれも、貸借の期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までとなっています。</p> <p>それでは番号1番の譲渡人は音更町木野大通西 丁目 番地 さん、土地については統内 番地 、地目は公簿、現況共に畑で面積は m²です。 の経営内容についてはこちらに記載のとおりで、賃料は年額 円、10a当たり 円です。なお、申請位置図を9ページに添付してございますのでご確認下さい。こちら斜線で表示している部分が今回の対象地となります。</p> <p>続いて、番号2番の譲渡人は帯広市西 条南 丁目 番地 、土地については統内 番地 ほか 筆、地目は公簿畑及び原野、現況畑で面積は m²です。 の経営内容についてはこちらに記載のとおりとなっており、賃料は年額 円、10a当たり 円です。</p> <p>申請位置図を9ページに、求積図を10ページに添付してございます。こちら格子模様で表示している部分が本件の対象地となりますのでご確認下さい。以上で番号1番、番号2番の説明を終わります。</p>

議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、12月9日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい7番です。この土地は、議案第1号の8番目、9番目にあった、合意解約の案件でして、賃借人である さんの死亡により新たに借入する方を探していたところ、土地の地主さんの方から、3条で さんと賃貸を組み合わせたいと言う事で上がりましたので、地域としても何ら問題は無いと言う事で、この様に上がって来ております。ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	はい只今、泉委員の方から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい、無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書11ページになります。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号1番」の説明をお願いします。
係 長	<p>議案第4号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、農地法第4条第3項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号1番ですが、申請人は二宮 番地 さん、土地は二宮 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑です。転用面積は m²、転用区分は永久転用です。転用の理由は農家住宅を新設するための敷地に利用するもの。転用許可基準の区分は第一種農地で、許可理由は農業を担うべき者の育成・確保のための施設用地です。</p> <p>次に審査内容ですが12ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内からの除外地です。事業費は 千円で、制度資金（住宅ローン）の借入予定となっております。工期は許可の日から令和 年 月 日まで、申請面積の内 m²が建築・構築物敷地、 m²が作業通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われま。13ページから17ページに位置図、配置図、求積図、平面図等を添付してございますので、ご確認下さい。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11月17日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員の方か

委員	<p>らご説明願いたいと思います。</p> <p>はい。4番です。内容につきましては、事務局から説明があった通りでして、現在の住宅が老朽化したために、新たに隣の土地に住宅を建てると言う事で、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>はい。只今、根本委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号2番」に入るわけですけれども、委員に関係する案件ですので、委員には退席をお願いしたいと思います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(委員退席する。)</p>
議長	<p>それでは事務局、番号2番の説明をお願いします。</p>
係長	<p>それでは、番号2番についてご説明いたします。議案書の方11ページをご覧ください。申請人は、豊頃 番地 さん、土地は豊頃 番地 で、地目は公簿、現況共に畑です。転用面積は m²、転用区分は永久転用です。転用の理由は農家住宅を新設するための敷地に利用するもの。転用許可基準の区分は第一種農地で、許可理由は農業を担うべき者の育成・確保のための施設用地です。つづいて審査内容ですが18ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内からの除外地です。事業費は 千円で、制度資金借入と一部自己資金の予定となっております。権利を有する者の同意については、抵当権者の から承諾書が添付されています。工期は許可の日から令和 年 月 日まで、申請面積の内 m²が建築・構築物敷地、 m²が作業通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われれます。</p> <p>19ページから22ページに位置図、配置図、求積図、平面図等を添付してございますので、ご確認下さい。</p> <p>以上で番号2番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11月17日に現地調査を実施しております。熊野委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>

委員	はい。12 番です。後継者住宅の新築と言う事で、特に問題無いと思われま すので、ご審議よろしく申し上げます。
議長	はい只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば 受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 暫時休憩いたします。 (委員帰席する。)
議長	それでは、再開します。 委員に申し上げますが、「番号 2 番」につつま しては原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。 それでは議案書 23 ページになります。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定に よる許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願 いします。
係長	はい、議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたし ます。農地法第 5 条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件につい て、農地法第 5 条第 3 項の規定により許可することについてご審議を求めるも のでございます。 番号 1 番ですが、申請人は、所有者北栄 番地 さん、転用者は、 豊頃南町 番地 さんで、土地は北栄 番地 の内、地目は公簿、 現況共に畑で、面積は合計 m ² です。契約の内容は使用貸借で、転用 区分は永久転用、転用の理由は農家住宅を建設するための敷地に利用するもの です。転用許可基準の区分は一種農地で、許可理由は農業を担うべき者の育 成・確保のための施設です。 次に審査内容ですが 24 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内か らの除外です。事業費は 千円で、全額自己資金となっております。工期 は許可の日から令和 年 月 日までとなっております。 土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われ ます。25 ページから 28 ページに位置図、求積図等を添付してございます。 以上で番号 1 番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につつましては、11 月 19 日に現地調査を実施しております。地元委員であります村上委員の方か らご説明願いたいと思います。
委員	はい 13 番です。只今、事務局から詳細に説明があった通りでございまして。

	<p>後継者の住宅を建てると言う事で、問題無いと思われまますので、よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。次に議案書 29 ページになります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>議案第 6 号 農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは番号 1 番です。こちら利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 番地 道営とかち野団地 の さんです。土地については、礼作別 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図については、7 ページに添付してございますので、ご確認下さい。格子模様で表示している部分が本案件の申請地となります。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、12 月 9 日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 7 番です。この案件も経営移譲による、 さんとの合意解約がありまして、新たに息子さんである さんと契約を結ぶので、全く地域にあっても</p>

	問題ございませんし、適切に使用されておりますので、よろしくご審議お願いします。
議 長	只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局番号2番の説明をお願いします。
係 長	はい、番号2番です。利用権の設定を受ける方は豊頃佐々田町 番地 さん、利用権の設定をする方は、埼玉県北本市二ツ家 の 北本ハイ デンス の さんです。土地については豊頃 番地 ほか 筆、 地目は公簿 畑及び山林、現況は畑で、面積は m ² 、利用権設定等の種 類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対 価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 31 ページに添付してございま すのでご確認下さい。 以上で番号2番の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月17日に現地調査、12月9日に調整会議を行っております。調整委員長には 泉委員がなっておりますので、泉委員の方からご説明お願いしたいと思いま す。
委 員	はい7番です。事務局から詳細に説明があった通りでして、地域にあっても 問題無いと言う事ですので、よろしくご審議願います。
議 長	はい。只今、泉委員からご説明がございましたが、この件について何かあれ ば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして事務局「番号3番」の説明をお願いします。
係 長	番号3番です。利用権の設定を受ける方は湧洞 番地 さん、 利用権の設定をする方は湧洞 番地 さん、土地については、湧洞 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m ² 、利用権

	<p>設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 32 ページに添付してございます。</p> <p>以上で、番号 3 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 17 日に現地調査を行い、12 月 9 日に調整会議を取り行っております。調整委員長には加島委員がなっておりますので、加島委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 11 番です。只今、事務局より詳細に説明があった通りでして、現地調査の際も適切に使用されており、地域にあっても問題無いと言う事なので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。只今、加島委員の方から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思ひますが、ございませぬか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案書 33 ページになります。議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。関連がございませぬので「番号 1 番、2 番」について、事務局一括して説明をお願いしたいと思います。</p>
係 長	<p>はい。議案第 7 号農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございませぬ。</p> <p>本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えますので、その点をご留意願ひ、ご審議願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、番号 1 番、2 番いずれも利用権の設定を受ける方は、二宮 番地 。利用権設定を行う方は、二宮 番地 さんです。利用権設定等の種類は使用貸借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までとなっております。</p> <p>それでは番号 1 番の土地については二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿畑、山林、牧場及び雑種地、現況は畑及び牧場で、面積は合計 m²。利用権設定等の内容は普通畑です。位置図、求積図は 38 ページから 44 ペー</p>

	<p>ジに添付してございます。こちら斜線で表示した部分が本案件の申請地となります。</p> <p>続いて、資料の 36 ページになります。番号 2 番の土地については二宮番地 ほか 筆、地目は公簿 宅地、畑及び牧場、現況は宅地及び雑種地で、面積は合計 m^2。利用権設定等の内容は農業用施設用地です。位置図については 40 ページをご覧ください。こちら、水玉模様で表示した部分が本案件の申請地となります。求積図は 41 ページ、42 ページに添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 1 番、番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては 11 月 17 日に現地調査を行い、12 月 9 日に調整会議を実施しております。調整委員長には遠藤代理がなっておりますので、遠藤代理から説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。1 番です。只今、事務局より詳細に説明があった通りです。この度、「m^2」設立にあたりまして、m^2さんとさんととの新たな賃貸借の案件です。適正に農地も使用されておりますし、地元としても何ら問題無いと言う事ですので、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>只今、遠藤代理の方から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、関連がございますので、事務局「番号 3 番から番号 5 番まで」一括して説明をお願いしたいと思います。</p>
係 長	<p>番号 3 番から番号 5 番の利用権の設定を受ける方は、二宮 番地 m^2。番号 3 番の利用権設定を行う方は帯広市西 条北 丁目 番地 m^2 さんです。土地については二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿 畑及び山林、現況は畑で、面積は合計 m^2、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図は 44 ページに添付してございます。波線で表示している部分が本案件の対象地となります。</p>

	<p>番号4番の利用権設定を行う方は帯広市西 条南 丁目 番地 さんです。土地については二宮 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図は40ページ、44ページに添付してございます。いずれも格子模様で表示した部分が本案件の対象地となります。</p>
	<p>続いて番号5番の利用権設定を行う方は湧洞 番地 さんです。土地については湧洞 番地ほか 筆、地目は公簿 畑、雑種地及び原野、現況は畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図は45ページ、求積図を46ページに添付してございます。以上で番号3番から番号5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても11月17日に現地調査を行い、12月9日に調整会議を実施しております。全て、遠藤代理が調整委員長になっておりますので、遠藤代理から説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。1番です。只今、事務局から詳細に説明があった通りです。議案第1号でありました合意解約に関係する案件でして、今まで さんとの賃貸借を結んでおりましたが、「 」設立にあたり、新たに契約するものでありまして、地元としても何ら問題無いと言う事ですので、よろしくご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>はい只今、遠藤代理から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。本日の議案の審議は以上となりますが。次に、冒頭で申上げました様に松崎委員の方から、今年の農業の作況等についてお話を頂く事となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
委 員	<p>5番です。それでは、私の方から本年度の農協の生産高を中心にお話をさせていただきます。先般、12月2日から地区懇談会で、ここに殆どの方が参加されて内容等は十分にご理解されていると思っております。皆さんご承知のとおり</p>

天候は春先から順調に推移されておりましたけれど。特に9月の長雨・日照不足によって、豆類の品質低下、これが結果的には大きな打撃になったのかなと思っております。そんな中で酪農におきましても、大きな台風も無く良質な飼料が確保されて、今年度の2月見込み決算では、約 億を見込んでおります。乳量につきましては、過去最高の5パーセント伸びて 万 千トンを超す、その様な予測をしている状況です。これも、ひとえに酪農家さんの努力の賜物かなと思ってます。それから加工品についての補給金に関わる金額が約 億、それで酪農の方では 億を見込んでいます。畜産の方は、コロナの影響で安く推移していたんですが、12月に入って値段も回復してくれて、酪農家にとっては、潤う金額になってきております。今後の状況は分かりませんが、そんな中で畜産に於きましては 億を見込んでおります。畑作については、夏頃からの小麦の収穫で惰性を付けて行かなければならない。そんな中で昨年度より若干落ちますけれど、 俵の1等麦を収穫。そんな状況の中でスタートを切りましたが、9月の長雨により、豆類の品質低下もあったんですけど、収量的には、全般的に平年作を上回る状況でありました。特に豆類に関しましては、去年は6万3千俵を出荷されましたけれども、本年は 万 千俵。これは、過去最高の出荷量であります。そんな中で価格は若干期待できませんでしたが、数量でカバー出来たと思っておりますが、組合員さんは辛いだろうなと思っております。

畑作に関しましては、約 億を見込んでおります。さらに、畑作物の直接支払い交付金が、約 億を予測しております。ビートに関しましては、今月16日現在で約 トン平均。去年は6.7トンですから、昨年よりずっといいです。その代わりに糖分が 度。これも今年からデータ3パーセントの見直しがあったので16.6度が基準です。その差額はトン当たり 円位違いますので、組合員さんの収入にしたら、糖分の影響で若干落ちると思います。去年は糖量で言いますと64万トンを超したんですけど、今年は 万トン位で推移するので、ペナルティーと言うか、積立は出てこないのかなと推察しております。

総体的に合算すると、今年度の生産高が 億を見込んでおります。若干見込み決算なので、もう 億位加算できればと思っております。ちなみに去年は129億7千万でしたから、豆類の色流れはあったけれども、そこそ数量的には取れたのかなと思っております。

それぞれ、組勘整理で組合員さんも、理解していると思います。特に今年は、コロナの影響もあった中で、これだけの生産高を見込めたんですけど。来年はどう言う状況にあるのかなと思った時に、酪農について、補給金については、 円と 銭と現状維持で決定された様です。乳量については、そのまま推移していくのかなと思ってます。ただ、来年は酪農家さんの加工の在庫、これは加工品だけではなく、畑作でも澱粉・砂糖・小麦・大豆・豆と色々と貯蔵施設の貯蔵量がかなり苦労されると思っております。そんな折、 代議士が挨拶に来てくれて、私の方から「来年の保管料の積み重ねが組合員の負担になり

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p>	<p>ます。何とか国の手厚い支援をして頂きたい。」と言うお話をした時に、「今、どこに行っても、そう言われます。保管料に苦勞している話をされます。」と言う事でした。やはりどこも苦勞しているのかなと、来年も同様の状況だと思われま</p> <p>話はかわりますが、農協の懇談会で来年何を植えたらいいかと言う話で、色々話をしていたんですけど、やはり基幹作物を柱にするのが一番妥当なんだと思います。けれど、そこで一番怖いのは特に「大豆」です。大豆は本当に魅力ある状況なんですけど、今年もそこそこ値段がついていますが、ただ、小豆が 円をキープしているのは大豆との駆け引きでして、小豆の値段を下げると、大豆の作付けが増えて来ます。その防護策として値段は推移しているんですけど、このまま推移すると大豆は値崩れします。安くなるという事は在庫を抱えて保管料もかかると言う事です。来年の予測としては本当に見えない状況です。農業新聞を見ますと、小豆に関してはこのまま推移すると来年の9月頃、一年半の在庫を抱える。この様な予測をしています。</p> <p>来年、オリンピックにあたって、コロナを終息して経済をさらに復活させるには少し時間がかかるのかなと思います。ホクレンの篠原会長も「この機会に国内の自給率を更に高め、何とか輸入枠を削減しながら努力していきたい」と言っておりますので期待しているところです。</p> <p>話が長くなりましたが、報告とさせていただきます。</p> <p>はい、ありがとうございます。せっかくの機会ですので皆さんの方から、何かご質問等あればお願いしたいと思います。ありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、事務局の方から連絡事項等がございます。</p> <p>(要旨)</p> <p>はい。まず。例年、年明けに予定されていた、女性農業委員活動強化研修会、農業委員会活動強化研修会、全道農業者年金研究会、十勝農業委員会連合会会長・会長代理・事務局長研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況から全て開催中止となっておりますので、報告いたします。</p> <p>次に、農業委員会委員互助会から協議事項が1点ございます。互助会費から「現地調査・農地利用調整会議」で先月11月の調査は時間が長くなり、昼食代が支出になりました。また、夏場の調査時に飲み物代等支出がありますが、現在のところは出役委員及び事務局がそれぞれ負担をしております。そこで、互助会から支出をすることとしてよろしいかと言う協議が、午後からありました。互助会長の方から説明を頂きます。</p>
---	---

互助会長	<p>それでは、座ったままで協議させていただきます。本日1時から互助会の役員会を開きまして、事務局からの案件の説明頂きました。自分も農地パトロール時の飲み物ですとか、また、先般食事の方もお話があって、今まで互助会の支出については例のない事でもあるし、皆さんにお計らいをして承認を頂きたい。</p> <p>互助会費も皆さんのお金ですので何とかご理解頂きたいと思っております。</p> <p>先程の役員会で会長の方からは「恐縮なんだけれど」とお話されたんですが、やはり地域を持たない委員さんの事なんだろうと思います。自分もそうなんですけれど、さん、さん、さんそれぞれ地域を持たない委員さんがいる中で、「どうなんだろう」とありました。自分個人的には、地域の委員さんについては調整・斡旋と言うことで、出役されて協議されている姿を見ていると、当然、互助会の皆さんのお金ですから、集めた会費をその仲間で使うのが本来の正しい使い方だと思います。その辺を踏まえながら皆さんに再確認頂きたいなと思いますので、皆さんの忌憚のないご意見を頂きたいと思いますが、いかがですか。</p>
委員	<p>支出して頂いてよろしいと思います。</p>
互助会長	<p>それでは、本案件については可決決定をさせていただきます。 そんなことで、よろしくお願いします。</p>
局長	<p>事務局からの連絡事項等は以上です。</p>
議長	<p>本日予定しておりました全て終了させていただきます。皆さんの方から、また、何かあれば承りますがよろしいですか。</p>
委員	<p>その他、少し先程話足りない部分がありましたので補足いたします。</p> <p>畑作構造転換事業の補助金ですが、蕎麦 反 円、ビート風害 反 円、小豆の移植 反 円です。本日決裁が通りましたので、該当する方には、それぞれ組勘に入ると思います。</p> <p>それから、もう一つ、先程から豆類の品質低下の中で、どれぐらいで仕切られているのか心配があると思いますので、小豆で平均 円、当然プラス 円されているから本当に頑張って買ったと思います。物はあまり良くありません。金時に関しては 円の値段がついているんですけど、平均で 円です。本当に悪いです。手亡に関しても 円なんですけれど、平均で 円 そんな中で、だいたい皆さん仕切られていると言うことで、補足させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、閉じてよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。ありません。</p>

局 長	<p>それでは以上をもちまして総会を終了させていただきます。 閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>(閉会の挨拶)</p> <p>皆さんのおかげで、本日予定していた案件全てを終了することができました。ありがとうございました。</p> <p>先程も申しましたが、来年もコロナの影響を受けながらの活動となるであろうと思われま。既に先程局長から報告事項でありましたが、1月、2月の行事と申しますか、事業等は十勝レベルのものは全て終了となっております。</p> <p>来年、本当にコロナと戦いながら、豊頃の農業者が安心して農業を続けられる様に、賃貸・売買を含め、最低限の必要な活動等は行っていきたく思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>寒くなつてまいりました。コロナ等に十分注意されながら、良いお年をお迎へ頂けたらと思ひます。</p> <p>本日は、大変どうもありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>